［市→受注者］回答期日までに承諾書がなかった場合 （様式５―２）

　　　　　　　契約金額の変更がない場合

回答期日までに承諾書の提出がないときは、市が作成し、受注者に通知します。

　　　　〇〇千〇〇第〇〇〇〇〇号

　年　　月　　日

スライド額通知書

（受注者） 　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　千葉市長　　〇〇　〇〇

　　　年　　月　　日付け〇〇千〇〇第〇〇〇〇号によりスライド額の協議をしましたが、協議が整わず、　　年　　月　　日の回答期日までに承諾をいただけませんでした。

つきましては、スライド賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第１条第３項の規定により、スライド額を次のとおり定めましたので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 委託業務名 |  |
| 基準日 | 年　　月　　日 |
| スライド額 | ０円 |
| 理由 | 上記の基準日でスライド額を算定した結果、請求者負担分（変動前契約金額（未履行分）の100分の1）を超えないため。 |

担当：○○局○○部○○課

○○班　○○、○○

TEL：○○○―○○○―○○○○

FAX：○○○―○○○―○○○○

E-mail：〇〇〇〇〇@city.chiba.lg.jp